

身体障害者手帳の申請について

身体障害者手帳（以下「手帳」といいます。）は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、各種制度を利用するために必要です。

[手帳の交付手続き]

申請に必要なもの

1 身体障害者診断書・意見書

指定の医師に作成してもらいます（診断書・意見書は障害種別に作成します。）。

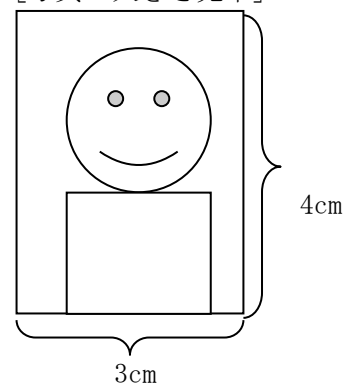
2 顔写真

1年以内に撮影したもので、上半身脱帽のもの。

縦4cm×横3cmを1枚。※カラー、白黒いずれでも可。

自宅で印刷する場合は、必ず写真用紙に印刷してください。

[写真の大きさ見本]



3 個人番号カード（通知カード及び本人確認証）

申請時に個人番号の記入及び確認が必要となりますので、個人番号カード又は（通知カード及び本人確認書類）をご持参ください。

4 診断書料助成申請書

指定医師（病院）で診断を受けたときは、3,000円を限度に診断書料（文書料）を助成しますので、領収書（コピーは不可）を添えて申請してください。

支払いは銀行振り込みとしますので、銀行名・口座番号等を必ず記入してください（通帳・キャッシュカード等の口座番号が確認できるものをお持ちください。）。

※ 生活保護を受給されている方の文書料は、生活保護費から支払われますので、生活保護担当ケースワーカーにご相談ください。

（注）診断の際に診察に係る医療費は自己負担となります。また、診断の結果によっては手帳が交付されない場合もあります。

5 印鑑

[その他]

1 手帳の交付は、東京都が行うため、申請受付後約1か月程度かかります。

2 手帳取得後に等級の変更、障害の追加等を行う場合は、再度診断書が必要となります。

問合せ先

小金井市福祉保健部自立生活支援課

相談支援係（市役所第二庁舎2階）

電話 （042）387—9841